

# 横浜市市民局の名義使用承諾に関する事務取扱要綱

制定 平成18年9月11日

最近改正 平成26年3月31日（市総第532号局長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、団体が行う公益的行事に対する共催等の横浜市市民局（以下「局」という。）の名義使用の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体
- (2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人
- (3) 前2号に掲げる団体のほか、次のすべての要件を具備しているもの

ア 主催者の存在及び役員構成が明らかであること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意志が明確であること。

ウ 事業遂行能力が十分であると認められること。

2 この要綱において「公益的行事」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの、また、局の施策・事業と整合性のある行事をいう。

## （名義使用の承諾）

第3条 市民局長（以下「局長」という。）は、団体の行う公益的行事に対し、この要綱の定めるところにより、局の共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾することができる。

2 局長は、この要綱の趣旨及び目的に合致しない団体については、前項の承諾をしないものとする。

## （共催の名義使用承諾の基準）

第4条 局が共催することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のすべての要件に該当するものとする。これらに準ずる行事であって、

局長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 横浜市全域を対象としている行事
- (2) 横浜市が企画又は運営に参画している行事
- (3) 横浜市が経費（補助金その他の金銭を含む。）の全部又は一部を負担している行事

（後援又は協賛の名義使用承諾の基準）

第5条 局が後援し、又は協賛することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のいずれかに該当するものとする。これらに準ずる行事であって、局長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 前条第1号に規定する行事
- (2) 横浜市の行政区より大きい範囲を対象とし、かつ、主たる会場を横浜市内とする行事

2 前項の規定は、団体が専らその構成員の親睦のために行う行事、団体の構成員のみを対象とする行事及び専ら営利を目的とする行事については、適用しない。ただし、市民生活に寄与する優れた人材の育成や確保を目的とする行事については、この限りではない。

（適用除外）

第6条 特定の政治活動若しくは宗教的活動に関する行事については、前2条の規定による共催、後援及び協賛の名義使用の承諾は行わない。

（共催等の名義使用承諾等の条件）

第7条 局長は、第4条及び第5条の規定により、局の共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾するときは、必要な条件を付することができる。

（共催等の名義使用申請等の手続）

第8条 第4条及び第5条の規定により、共催、後援若しくは協賛の名義使用の承諾を受けようとするものは、申請書（第1号様式）を局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 行事計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体役員名簿
- (5) 団体活動状況
- (6) 前回のチラシ等

3 前1項の申請書は、行事の開催予定日の1か月前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(通知書の送付)

第9条 局長は、前条の規定により申請があった場合において、共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾したとき、又はそれらの不承諾の決定をしたときは、通知書(第2号様式)を申請者に送付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 局長は、第9条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、または実施することが発覚した場合
- (3) 法令又は決定に付した条件に違反した場合

2 取消しの効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、局は団体に対して一切の責任を負わないものとする。

3 取消しに係る団体等に対しては、当該取消しの日から3年の間は、原則として共催・後援若しくは協賛の名義の使用承諾をしないものとする。

4 局長は、第1項の規定により決定を取消した場合において、通知書(第5号様式)を申請者に送付するものとする。

(行事内容変更届等)

第11条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届（第3号様式）を、行事が終了した場合は行事終了届（第4号様式）を、速やかに、局長に提出しなければならない。ただし、行事の内容の変更にあたっては、変更の内容が軽易なものについては、この限りではない。

2 前項の行事終了届（第4号様式）には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) プログラム又はそれに類するもの

（雑則）

第12条 この要綱は、横浜市が主催する行事には適用しない。また、市長賞の授与及び祝花の贈呈を受けようとするものは横浜市政策局秘書課所管の「名義使用承諾及び市長賞の授与等に関する事務取扱要綱」に準じて承諾する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成18年9月11日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

（経過措置）

施行日以降30日間は従前の申請書等の様式を使用することができる。

2 この要綱は平成25年5月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

3 この要綱は平成26年1月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

4 この要綱は平成26年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。